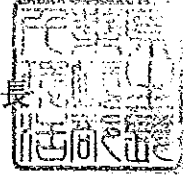




資 循 第5632号
平成20年3月11日

社団法人千葉県建設業協会会長 様

千葉県環境生活部長



「石綿建材除去作業を行う皆様へ」のリーフレットの配付について（依頼）

環境保全行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正な処理を確保するため、大気汚染防止に基づく「建築物解体等作業届」の届出者に対するリーフレットの配付について、平成17年8月10日付け産廃第866号で御協力をお願いしたところですが、このたび、下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、リーフレットの内容を一部改訂しましたので別添のとおり送付します。

つきましては、リーフレットの配付について、引き続き御協力よろしくお願ひします。

なお、添付しましたリーフレットは、千葉県資源循環推進課のホームページにも掲載されていることを申し添えます。

記

1 改正理由

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正（産業廃棄物管理票交付等状況報告書制度の施行）
- (2) 千葉県の平成20年度組織改正（廃棄物指導課市原分室の廃止）
- (3) 柏市の中核市移行に伴う事務委譲

2 千葉県資源循環推進課ホームページアドレス

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/sekimen/sekimen.html



担 当
環境生活部資源循環推進課
事業推進室 下平・齊藤
電 話：043-223-2656
FAX：043-221-3970

石綿建材除去作業を行う皆様へ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着しているものについて、「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）又は石綿含有産業廃棄物（産業廃棄物）として、処理基準に従い適正かつ確実な処理が定められていますので順守してください。

また、前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況を集計し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を千葉県環境生活部資源循環推進課に必ず提出してください。(工事現場が千葉市、船橋市又は柏市の区域にある場合は、それぞれの市役所になります。)

【廃石綿等】（特別管理産業廃棄物）

○石綿建材除去事業に係るもの(建築物その他の工作物に用いられる材料)

- ①吹き付け石綿
- ②石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
- ③人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材
- ④除去事業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等石綿が付着しているおそれのある用具・器具

【石綿含有産業廃棄物】（産業廃棄物）

○ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)

- ①「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」(がれき類)
- ②ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。)、陶磁器くず
- ③廃プラスチック類
- ④繊維くず、その他の産業廃棄物

【主な事業者の義務等】

- 1 「特別管理産業廃棄物保管基準」又は「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。
- 2 「特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に従い処理する。
- 3 運搬又は処分を他人に委託する場合には、都道府県知事の許可を受けた「特別管理産業廃棄物の収集運搬業者若しくは処分業者」又は「産業廃棄物の収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者」に、「運搬又は処分等の委託基準」に従い委託する。
- 4 帳簿を備え、「廃石綿等」又は「石綿含有産業廃棄物(産業廃棄物処理施設設置者に限る。)」の処理の内容を記載し、1年ごとに閉鎖したものを5年間保存する。
- 5 運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の交付、運搬又は処理の確認、送付されたマニフェスト伝票(写し)は5年間保存する。
- 6 「廃石綿等」が発生する工事現場ごとに、資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く。
- 7 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を知事に提出する。

千葉県環境生活部資源循環推進課事業推進室

電話 043-223-2656

FAX 043-221-3970

【詳しい問い合わせは、裏面の所轄機関へお願いします。】

◇◇ 産業廃棄物についてのお問い合わせ等は以下へどうぞ ◇◇

(1) 県庁（千葉市、船橋市、柏市を除く県下全域）

名 称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 資源循環推進課	資源循環企画室（法解釈） 043-223-2758 事業推進室（排出事業者） 043-223-2656	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/ e_ichihai/index.html
千葉県環境生活部 廃棄物指導課	産業廃棄物指導室（収集） 043-223-2654 産業廃棄物指導室（処分） 043-223-2655 監視指導室 043-223-2684	

※ 廃棄物指導課市原分室の廃止に伴う、市原市の区域に係る事務は次のとおりです。

- ① 資源循環推進課・・・排出事業者の指導に関すること。
- ② 廃棄物指導課・・・①以外の事務に関すること。

(2) 県民センター

名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南県民センター 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町1-3-17E17階	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、 浦安市
東葛飾県民センター 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本7		
北総県民センター 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1138	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、栄町、 酒々井町、印旛村、本埜村
北総県民センター 香取事務所	〒287-8502 香取市北3-1-3	0478-54-1311	香取市、神崎町、多古町、東庄町
北総県民センター 海匝事務所	〒289-2504 旭市二1997-1	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
東上総県民センター 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731	茂原市、一宮町、白子町、長柄町、 長南町、睦沢町、長生村
東上総県民センター 山武事務所	〒283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里町、 九十九里町、横芝光町、芝山町
東上総県民センター 夷隅事務所	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町
南房総県民センター 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市
南房総県民センター 安房事務所	〒294-0045 館山市北条402-1	0470-22-7111	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局環境管理部産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部産業廃棄物課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部環境保全課	〒277-0005 柏市柏5-9-6	04-7163-2220